様式第７号（第６条関係）

許可申請書（占用期間更新）

年　　月　　日

（あて先）村上市長

申請者　住所

　氏名 　　　　　　　　　　　　印

電話

次のとおり河川法第24条の許可を申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 河川の名称 | 準用河川　　　　川水系　　　　　　川（左・右岸） | | | | |
| 占用の場所 | 村上市 | | | | |
| 占用の目的及び占用面積 | 目的 |  | | 面積 | ㎡ |
| 占用物件の種類及び構造 |  | | | | |
| 前回の許可年月日等 | 年　　月　　日　　　第　　　　　　号 | | | | |
| 占用の期間 | 前回許可期間 | | 年　月　日～　　年　月　日 | | |
| 更新期間 | | 年　月　日～　　年　月　日 | | |
| 添付書類 | 位置図(1/50,000)・平面図(1/300～1/1,000)・横断図・その他 | | | | |

|  |
| --- |
| （許　可　書）  　第　　　　　号  年　　月　　日  　上記申請の土地占用について、下記条件を付して許可します。  村上市長　　　　　　　　　　印  記  １　占用の期間　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで  ２　占　用　料　別途送付する納入通知書により毎年指定期限までに納付のこと。  ３　その他の許可条件  　　　　　　　　別記のとおり |

別記

　許可を受けた者は、河川に関する法令の規定及び次の条項を守らなければならない。

(１)　占用期間中、占用区域又は付近の見やすい所に、別図（１）による標識を設置すること。

(２)　占用する土地の境界区域に、これが明らかになるよう別図（２）による境界杭を設置すること。

(３)　河川管理施設を損傷したときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従い原状回復すること。

(４)　次の事項が生じたときは、15日以内にその旨を届け出ること。

　ア　住所又は氏名（法人にあっては、その名称)を変更したとき。

　イ　許可を受けた事業（行為）を廃止したとき。

　ウ　許可に係る工作物を譲渡したとき。

　エ　許可を受けた目的を達することができなくなったとき。

(５)　許可の内容を変更しようとするときは、改めて変更の許可を申請すること。

(６)　占用期間の満了、許可の取消し又は許可を受けた行為の廃止があったときは、河川を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。

(７)　この工作物が河川管理上又は公益上必要な工事に支障となる場合は、改築又は除去等必要な措置をとること。

(８)　占用期間の満了後、引き続き占用しようとするときは、期間満了の３月前から１月前までの間に許可の申請をすること。

|  |
| --- |
| 付記  この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、村上市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、村上市を被告として（訴訟において村上市を代表する者は村上市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

別図（１）

|  |  |
| --- | --- |
| 35ｃｍ以上 | |
| 工作物新(改)築許可標 | |
| 許可年月日 |  |
| 許可番号 |  |
| 目的 |  |
| 場所 |  |
| 工作物の名称又は種類 |  |
| 占用期間 |  |
| 占用面積及び行為面積 |  |
| 占用者住所氏名 |  |

25

　 cm

　　以

上

別図（２）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | |  | |  | | 占用区域境界 | |
|  | |  | |  | |  | |
|  | |  | |  | |  | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 文字記載部分  打込部分 |

10ｃｍ

20ｃｍ

（注）5㎝角の本杭とし表面は白色、文字は黒色とすること。